

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月28日
【発行者名】	インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド (International Management Services Ltd.)
【代表者の役職氏名】	ディレクター クリストファー・バウリング (Christopher Bowring, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱61号 (PO Box 61, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 弁護士 下 瀬 伸 彦 弁護士 江 橋 翔 弁護士 大 田 友羽佳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投	オフショア・ストラテジー・ファンド
資信託受益証券に係るファンドの名	- NKプレミアムCATボンド・ファンド
称】	(Offshore Strategy Fund - NK Premium CAT Bond Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投	米ドルクラス:10億アメリカ合衆国・ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする
資信託受益証券の金額】	円(ヘッジあり)クラス:1,000億円を上限とする (注)アメリカ合衆国・ドル(以下「米ドル」という。)の円換算は、便宜上、2019年9月30日現在における 株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)による。以下、別 段の記載がない限り同じ。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2019年11月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正するため、また、ファンドの設立地における目論見書の更新および2020年3月2日付のファンドの保管会社の変更を反映するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書			半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 1	ファンド情報 ファンドの状況 ファンドの性格	(3) ファンドの 仕組み 管理会社の 概況 (ハ) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5	運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
		(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
		(4) 販売及び買 戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1	ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1	特別情報 管理会社の概況	1 管理会社の 概況 (1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
		2 事業の内容 及び営業の概 況		(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）が管理するオフショア・ストラテジー・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるNKプレミアムCATボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドの米ドルクラスおよび円（ヘッジあり）クラスの資産を合計して表示したものである。

（2019年12月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資証券	ケイマン諸島	105,374,263.08	99.53
現金・その他資産（負債控除後）		502,845.28	0.47
合計（純資産価額）		105,877,108.36 （約11,600百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）アメリカ合衆国・ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、2019年12月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.56円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、米ドルクラスは米ドル建て、円（ヘッジあり）クラスは日本円建てのため、本書の金額表示は、米ドル貨または円貨をもって行うことがある。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（2019年12月末日現在）

	銘柄		国・地域名	種類	口数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	NK CATボンド・ファンド	米ドルクラスA証券	ケイマン諸島	投資法人	618,298.88	99.80	61,706,771.36	105.38	65,156,336.01	61.54
		日本円ヘッジクラスA証券			428,693.56	88.61	37,985,705.03	93.82	40,217,927.07	37.99

< 参考情報 >

マスター・ファンドの投資資産

<上位10銘柄>

(2019年12月末日現在)

順位	銘柄	発行地／ 発行体	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	ATLAS IX CAP DAC 2016 1 A FRN 08JAN20	アイルランド	変動利付債	9.918630	2020/ 1 / 8	4.22
2	MANATEE RE LTD II SER B FRN 07JUN21	バミューダ	変動利付債	9.881114	2021/ 6 / 7	3.53
3	CAPE LOOKOUT RE LTD FRN 25FEB22	バミューダ	変動利付債	5.796172	2022/ 2 / 25	3.06
4	NORTHSHORE RE II LTD FRN 06JUL20	バミューダ	変動利付債	9.281504	2020/ 7 / 6	2.98
5	IBRD FRN 14FEB20 CAT	国際機関	変動利付債	9.959880	2020/ 2 / 14	2.97
6	BOWLINE RE 2018 SER A FRN 23MAY22	バミューダ	変動利付債	6.251504	2022/ 5 / 23	2.96
7	TORREY PINES RE FRN 9JUN20 CAT	バミューダ	変動利付債	8.178130	2020/ 6 / 9	2.85
8	GALILEO RE LTD SER A FRN 06NOV20	バミューダ	変動利付債	9.228250	2020/11/ 6	2.78
9	TAILWIND RE LTD 2017 1 B FRN 08JAN25	バミューダ	変動利付債	10.381504	2025/ 1 / 8	2.76
10	FLOODSMART RE LTD 0.5PCT 07MAR22	バミューダ	変動利付債	12.765187	2022/ 3 / 7	2.52

(注1) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 管理事務代行会社から提供されたデータを記載しています。

(注3) 銘柄中の日付および償還日は、予定償還日です。

() 投資不動産物件

該当事項なし（2019年12月末日現在）。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2019年12月末日現在）。

(2) 運用実績

純資産の推移

2019年12月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	(ファンド) 純資産価額		(米ドルクラス) 1口当たり純資産価格		(円(ヘッジあり)クラス) 1口当たり純資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円	円
2019年1月末日	87,213,850	9,555,149	99.36	10,886	9,874
2月末日	93,024,888	10,191,807	99.60	10,912	9,884
3月末日	98,641,908	10,807,207	99.77	10,931	9,876
4月末日	98,942,398	10,840,129	99.77	10,931	9,854
5月末日	99,501,492	10,901,383	98.86	10,831	9,737
6月末日	101,257,681	11,093,792	99.90	10,945	9,822
7月末日	103,506,546	11,340,177	100.69	11,032	9,875
8月末日	104,577,566	11,457,518	100.83	11,047	9,872
9月末日	106,153,366	11,630,163	103.01	11,286	10,068
10月末日	108,440,618	11,880,754	103.82	11,375	10,128
11月末日	106,266,257	11,642,531	100.24	10,982	9,988
12月末日	105,877,108	11,599,896	100.61	11,023	10,003

< 参考情報 >

(2018年11月15日(運用開始日)～2019年12月末日)



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を各クラスに再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移

2019年12月末日までの１年間における１口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

	１口当たり分配金（税引前）		
	米ドルクラス		円（ヘッジあり）クラス
	米ドル	円	円
2019年１月１日～2019年12月末日	3.30	362	90
2019年11月	3.30	362	90

< 参考情報 >

	１口当たり分配金(税引前)	
	米ドルクラス	円(ヘッジあり)クラス
第1会計年度(2018年11月15日～2019年5月末日)	0.00米ドル	0円
2019年6月1日～2019年12月末日	3.30米ドル	90円
設定来累計(2018年11月15日～2019年12月末日)	3.30米ドル	90円

収益率の推移

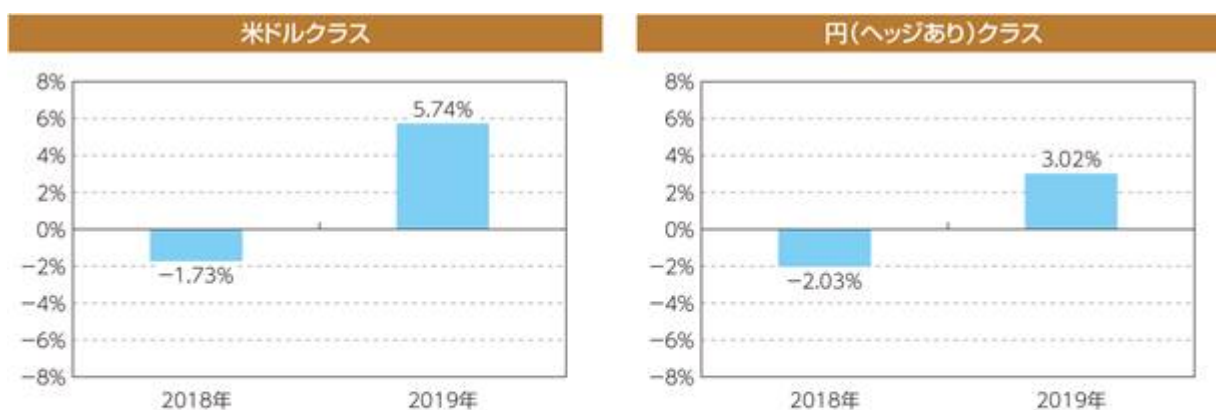
計算期間	収益率（注）	
	米ドルクラス	円（ヘッジあり）クラス
2019年 1 月 1 日～2019年12月末日	5.74%	3.02%

（注）収益率（％）＝ 100 x (a - b) / b

a = 計算期間末の 1 口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計

b = 当該計算期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >



（注1）ファンドにはベンチマークはありません。

（注2）収益率(%)＝100×(a-b)/b

a＝当該各暦年末の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計金額を加えた額)

b＝当該各暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、2018年については、1口当たり当初発行価格(米ドルクラスは100.00米ドル、円(ヘッジあり)クラスは10,000円)

（注3）2018年については2018年11月15日(運用開始日)から同年末日までの収益率となります。

2 販売及び買戻しの実績

下記計算期間中の販売および買戻しの実績ならびに下記計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（米ドルクラス）

計算期間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2019年 1 月 1 日～2019年12月末日	156,030 (156,030)	20,600 (20,600)	656,330 (656,330)

（注）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数である。以下同じ。

（円（ヘッジあり）クラス）

計算期間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2019年 1 月 1 日～2019年12月末日	108,000 (108,000)	1,100 (1,100)	434,140 (434,140)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2019年12月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

オフショア・ストラテジー・ファンド
- N K プレミアム C A T ボンド・ファンド
貸借対照表
2019年11月30日

		2019年	
	注記	米ドル	千円
資産			
マスター・ファンドへの投資、公正価値 （取得原価：100,576,916米ドル）	2,3	105,759,675	11,587,030
現金	2	499,532	54,729
外貨（取得原価：16,556米ドル）	2	16,501	1,808
未収利息		1,315	144
その他の資産		<u>193,021</u>	<u>21,147</u>
資産合計		<u>106,470,044</u>	<u>11,664,858</u>
負債			
未払利息		43	5
未払報酬	6	<u>203,744</u>	<u>22,322</u>
負債合計		<u>203,787</u>	<u>22,327</u>
純資産		<u>106,266,257</u>	<u>11,642,531</u>
1口当たり純資産価格（「NAV」）			
- 米ドルクラス受益証券 （純資産額67,571,774米ドルおよび 発行済受益証券674,100口に基づく）		<u>100.24 米ドル</u>	<u>10,982 円</u>
1口当たり純資産価格			
- 円（ヘッジあり）クラス受益証券 （純資産額4,237,432,855円および 発行済受益証券424,240口に基づく）		<u>9,988 円</u>	

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

**オフショア・ストラテジー・ファンド
- N K プレミアム C A T ボンド・ファンド**

損益計算書

2019年11月30日に終了した 6 か月間

	注記	2019年 米ドル	千円
投資収益			
マスター・ファンドから配分された受取利息		4,580,857	501,879
マスター・ファンドから配分された費用	5	(463,208)	(50,749)
マスター・ファンドから配分された純投資 収益		4,117,649	451,130
ファンド受取利息		5,357	587
ファンド収益合計		5,357	587
費用			
支払利息		44	5
管理事務代行報酬		6,017	659
管理報酬		13,103	1,436
投資運用報酬		183,676	20,124
監査報酬		9,242	1,013
受託報酬		5,014	549
販売報酬 / 代行協会員報酬		315,013	34,513
弁護士報酬		12,248	1,342
保管報酬		5,104	559
その他の報酬および費用		50,071	5,486
ファンド費用合計		599,532	65,685
純投資収益		3,523,474	386,032
実現純利益および未実現評価益の純変動			
実現利益:			
マスター・ファンドから配分された投資有価 証券、外貨取引および為替予約契約		378,349	41,452
投資有価証券		28,266	3,097
外貨取引		13,766	1,508
実現純利益		420,381	46,057
未実現評価益の変動:			
マスター・ファンドから配分された投資有価 証券、外貨取引および為替予約契約		48,086	5,268
外貨取引		(698)	(76)
未実現評価益の純変動		47,388	5,192
実現純利益および未実現評価益の純変動		467,769	51,249
運用による純資産の純増加額		3,991,243	437,281

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
- NKプレミアムCATボンド・ファンド
純資産変動計算書

2019年11月30日に終了した 6 か月間

	2019年	
	米ドル	千円
運用による純資産の純増加額		
純投資収益	3,523,474	386,032
マスター・ファンドから配分された投資有価証券、外貨取引		
および為替予約契約に係る実現純利益	378,349	41,452
投資有価証券に係る実現純利益	28,266	3,097
為替予約契約に係る実現純利益	13,766	1,508
マスター・ファンドから配分された投資有価証券、外貨取引		
および為替予約契約に係る未実現純評価益	48,086	5,268
外貨取引に係る未実現評価損の純変動	(698)	(76)
運用による純資産の純増加額	3,991,243	437,281
受益者への分配		
米ドルクラス受益証券	(2,181,300)	(238,983)
円（ヘッジあり）クラス受益証券	(351,971)	(38,562)
	(2,533,271)	(277,545)
資本取引		
受益証券の発行 - 米ドルクラス受益証券（48,460口に基づく）	4,911,865	538,144
受益証券の発行 - 円（ヘッジあり）クラス受益証券（5,480口に基づく）	496,655	54,414
受益証券の買戻し - 円（ヘッジあり）クラス受益証券（1,100口に基づく）	(101,727)	(11,145)
資本取引による純資産の純増加額	5,306,793	581,412
純資産の総増加額	6,764,765	741,148
純資産額		
期首	99,501,492	10,901,383
期末	106,266,257	11,642,531

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
- NKプレミアムCATボンド・ファンド
キャッシュ・フロー計算書

2019年11月30日に終了した6か月間

	2019年	
	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加額	3,991,243	437,281
運用による純資産の純増加額と運用活動に 使用された純現金を一致させるための調整：		
マスター・ファンドへの投資の購入	(3,362,288)	(368,372)
マスター・ファンドからの投資の売却	769,857	84,346
マスター・ファンドから配分された純投資収益	(4,117,649)	(451,130)
マスター・ファンドから配分された投資有価証券、外貨取引 および為替予約契約に係る実現純利益	(421,607)	(46,191)
マスター・ファンドから配分された投資有価証券、外貨取引 および為替予約契約に係る未実現純評価益	(48,086)	(5,268)
運用に関連する資産および負債の変動		
その他の資産の減少	68,172	7,469
未収利息の増加	(398)	(44)
未払利息の減少	(67)	(7)
未払報酬の減少	(14,877)	(1,630)
運用活動に使用された純現金	(3,135,700)	(343,547)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券発行による収入	5,408,520	592,557
受益証券買戻しによる支出	(101,727)	(11,145)
分配金	(2,533,271)	(277,545)
財務活動により生じた純現金	2,773,522	303,867
現金および外貨の純変動	(362,178)	(39,680)
現金および外貨の期首残高	878,211	96,217
現金および外貨の期末残高	516,033	56,537
情報の補足開示：		
受取利息	4,959	543
支払利息	(109)	(12)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
- NKプレミアムCATボンド・ファンド
財務ハイライト

2019年11月30日に終了した 6 か月間

	米ドルクラス受益証券 米ドル	円（ヘッジあり） クラス受益証券 日本円
受益証券 1 口当たり運用成績：		
期首における受益証券 1 口当たりNAV	98.86	9,737
投資運用による収益（B）		
純投資収益	3.36	347
実現純利益 / （損失）および未実現利益 / （損失）の純変動	1.32	(6)
投資運用による合計	4.68	341
分配金控除	(3.30)	(90)
期末における受益証券 1 口当たりNAV	100.24	9,988
トータルリターン（A）	4.74%	3.50%
比率 / 補足データ：		
平均純資産額に対する費用比率（A）		
ファンド費用	(1.14%)	(1.17%)
マスター・ファンドからの配分		
運用費用	(0.88%)	(0.91%)
費用合計	(2.02%)	(2.08%)
平均純資産額に対する純投資収益比率（A）	8.65%	9.06%

（A）トータルリターンは、当期中のNAVの変動に基づいて計算される。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務ハイライトは、すべての投資関連費用および運用費用を反映したものである。当該比率は、適用ある場合、年率換算されている。2つのクラス間の比率は、クラス特有の費用により変動することがある。財務ハイライトは、マスター・ファンドから配分された収益および費用を含むすべての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券 1 口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

オフショア・ストラテジー・ファンド
- NKプレミアムCATボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2019年11月30日

1. トラストに関する説明

NKプレミアムCATボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、2018年10月17日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）により組成された。ファンドは、2018年11月15日に運用を開始した。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事する。ファンドの資産は、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社（以下「投資運用会社」という。）により日々運用される。エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの管理事務代行会社として従事する。

ファンドの投資戦略は、マスター・ファンドの投資戦略と合致している。ファンドの投資目的は、保険リンク証券（いわゆるCATボンド）のパフォーマンスのエクスポージャーをすることにより、リスク調整後絶対リターンを達成することである。ファンドは、NK CATボンド・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することにより、この投資目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、マスター・ファンドに対するフィーダー・ファンドの役割を果たし、受益証券の販売による手取金の実質的にすべてがマスター・ファンドに投資される。2019年11月30日現在、ファンドは、マスター・ファンドの68%を保有している。

ファンドの財務書類にはマスター・ファンドの投資有価証券明細表が添付されている。

補遺信託証書および基本信託証書の条項に基づき、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が、ファンドの受託会社として任命された。

2. 重要な会計方針の要約

添付の当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務書類の作成において、ファンドの経営陣は、見積りおよび仮定を行うよう求められるが、これらは、財務書類の日付時点に報告されている資産および負債の金額ならびに偶発資産および負債の開示事項、ならびに当期中に報告されている収益および費用の金額に影響を及ぼすものである。公正価値による投資売却時に実現した最終金額を含む実際の結果は、それらの見積りとは異なることがあり、重大な差異となることもありうる。

ファンドは投資会社であり、会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス-投資会社」の投資会社会計および報告ガイダンスに従う。

以下は、財務書類の作成にあたってファンドが従った重要な会計方針の要約である。

投資の評価

以下の評価方針が、ファンドの投資評価額を決定する際に適用される。

ファンドは、C A Tボンドに投資することにより、リスク調整後絶対リターンの達成を目指すことを投資目的とするマスター・ファンドにのみ投資する。マスター・ファンドは、主として自然災害事由ならびにその他の生命保険および損害保険に関連するリスク（生命保険、自動車保険、オペレーショナル・リスク、海上および航空、ならびにサイバー・リスクを含むが、これらに限られない。）のエクスポージャーを取るC A Tボンドのグローバル・ポートフォリオに投資することにより、投資目的の達成を目指す。

C A Tボンドは、証券取引所に上場されているか、または証券取引所で値付けされていることが多いが、通常そのような証券取引所を通じて、もしくはそのような証券取引所で入手可能な価格で取引されるか、または交換されることはない。したがって、C A Tボンドは、マスター・ファンドの投資運用会社が誠実に選定した名声のあるブローカーまたはその他の有能な人物が提供する流通市場の参考買呼値を用いて評価される。

マスター・ファンドへの投資の評価は、投資の純資産価額が米国GAAPに整合した方法によって計算されている場合、実務上の便宜として、管理事務代行会社から提供された純資産価額を（調整することなく）用いて行われている。

ファンドは、マスター・ファンドにより報告された1口当たり純資産価格に基づき、マスター・ファンドへの投資を公正価値で計上する。

前の投資運用会社であったK 2アドバイザーズ・ジャパン株式会社は、2019年10月1日付で、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併した。

投資取引および投資収益

投資取引は、約定日ベース(売買注文が成立した日)で計上される。投資有価証券の売却に係る損益は、先入先出法を用いて決定される。

投資有価証券の保有 / 売却に係る受取利息 / 支払利息は、稼得 / 発生時に計上される。ファンドの取引口座で稼得された利息は、もしあれば、毎月発生する。債券のディスカウントおよびプレミアムは、実効利回りベースで満期日まで累積 / 償却され、損益計算書において受取利息の一部として計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

外貨換算

ファンドの財務書類に含まれる項目は、ファンドが運用される主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)である米ドルを用いて測定される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用損益の部分と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益部分を分離していない。かかる変動については、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

現金および外貨

受託会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドをその保管会社として任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、同様にしてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「B B H」という。）をその副保管会社に任命した。現金および外貨は当初満期が3か月未満の現金で構成され、銀行業者としてのB B Hに保有される。

法人所得税

ケイマン諸島の法律に基づき、ファンドには所得税、源泉税およびキャピタル・ゲイン税またはその他の税金が課されない。ケイマン諸島以外の特定の税務管轄地において、ファンドが受領した分配金および利息に対して外国税が源泉徴収されることがある。当該税務管轄地においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、通常、外国法人所得税または源泉徴収税から免除される。ファンドはその業務を遂行することを目的としているため、いずれの税務管轄地においても法人所得税を課されない。したがって、当財務書類には法人所得税に対する引当金は設定されていない。受益者は、個々の状況に応じたファンドの税務基準額に対する持分割合で課税されることがある。

ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（FASBの会計基準編纂書第740号）に従う。それは、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局による税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう経営陣に要求するものである。

支持される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税務ベネフィットは、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。管理会社はこの権威のある指針のもとで当財務書類に影響が及ぶことはないと判断した。

保証および／または補償

通常の運営の中で、管理会社は、ファンドに代わって、一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、管理会社に対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴う管理会社の最大エクスポージャーは不明である（但し、上限はファンドの純資産価額とする）。しかし、経験上、管理会社は損失リスクの可能性は限定的と予測する。

ASC第480号

ASC第480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額および受益証券口数が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または会計期間の末日

のいずれかになる。未払買戻金は、ファンドの運営書類に従った利益／（損失）の配分目的上、資本として処理されることがある。2019年11月30日現在、未払買戻金はなかった。

3. 公正価値の測定および開示

ASC第820号「公正価値の測定および開示」は、資産または負債の取引活動の量と水準が著しく低下した際にASC第820号に従った公正価値を見積るための追加ガイダンスを規定し、また、秩序のない取引を示唆する状況を特定するためのガイダンスを規定する。

ASC第820号は、公正価値測定に使用される評価手法に対するインプットを優先させる公正価値ヒエラルキーを設定する。ヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの上場相場価格（レベル1測定）を最優先とし、また観測不能なインプット（レベル3測定）を最下位とする。

ASC第820号に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1 - ファンドが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- レベル2 - 活発とは見なされない市場におけるインプットを含む、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- レベル3 - 観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法の適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。投資運用会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、商品の価格設定における透明性に基づいており、投資運用会社が認識している商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

現金および外貨はレベル1に分類され、すべての未収金および未払金はレベル2に分類される。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および／または譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および／または非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。

以下の表は、貸借対照表上のファンドの投資を、2019年11月30日現在の評価ヒエラルキー内のレベル別に表示したものである。

資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
マスター・ファンドへの投資	-	105,759,675	-	105,759,675
合計	-	105,759,675	-	105,759,675

当期中にレベル間の移動はなかった。

4. 資本

	米ドルクラス 受益証券	円（ヘッジあり）クラス 受益証券
2019年6月1日現在の発行済受益証券口数	625,640	419,860
期中発行	48,460	5,480
期中買戻し	-	(1,100)
2019年11月30日現在の発行済受益証券口数	674,100	424,240

受益者1名によって、米ドルクラス受益証券および円（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属するすべての受益証券が保有される。

米ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり100米ドルの当初価格で発行された。円（ヘッジあり）クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初価格で発行された。受益証券の各クラスの申込者1名当たりの最低申込口数は、100口とし、100口を超える申込みは、10口単位で行うことができる。

米ドルクラスの販売手取金は、マスター・ファンドの米ドルクラスA証券に投資される。円（ヘッジあり）クラスの販売手取金は、マスター・ファンドの日本円ヘッジクラスA証券に投資される。

既存受益者による継続申込みについて、受益証券1口当たり購入価格は、買付日に関する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

ファンドの買付日は、各暦月の第1および第3評価日および/または管理会社がファンドに関して随時定めるその他の日とする。

受益者は、その選択により、各買戻日付で受益証券を提出して買戻しを請求することができる。ファンドの買戻日は、各暦月の第1および第3評価日および/または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの資産および負債（ファンドに発生した報酬および費用を含む）の差額を発行済み受益証券の口数で除して算出される。通常、クラス為

替ヘッジ取引に関連する損益は、該当するマスター・ファンドの米ドル以外の通貨の投資証券の保有者のみの損益となる。

管理会社は、受益証券の各クラスに関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額の分配（もしあれば）を宣言し、その支払いを手配することができる。

分配落ち日は、関連する分配基準日の翌評価日とする。分配基準日は、毎年11月の第2金曜日（当該日が営業日でない場合は、翌営業日）および／またはクラス受益証券に関して管理会社が定めるその他の日をいう。2,181,300米ドルの分配金（分配落ち日は2019年11月15日）が、2019年11月22日に米ドルクラス受益証券について支払われた。351,971米ドルの分配金（分配落ち日は2019年11月15日）が、2019年11月22日に円（ヘッジあり）クラス受益証券について支払われた。

5. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると思われる。通常の運営以外に、関連当事者との取引はなかった。管理会社、受託会社および関係会社（関係会社とはインターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッドまたはG.A.S.（ケイマン）リミテッドを支配する、またはこれらに支配される会社をいい、同一の事業グループに属する会社の場合がある）は、ファンドの関連当事者と見なされる。当期中に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書に開示されている。当期末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表に開示されている。

2019年11月30日現在、マスター・ファンドからファンドに配分された投資運用報酬は、389,989米ドルである。

S M B C 日興証券株式会社は、米ドルクラスおよび円（ヘッジあり）クラスのすべての発行済み受益証券100%を保有する。その結果、S M B C 日興証券株式会社による一切の活動は、ファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。

2019年11月30日時点のマスター・ファンドの取締役2名はいずれも、マスター・ファンドの登録事務所であるハーニーズ・フィディシュアリー（ケイマン）リミテッドの従業員である。

6. 報酬および費用

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、毎月後払いされる、年間12,000米ドルの報酬を受領する。

管理事務代行会社はまた、（a）設立手数料5,000米ドル、および（b）ファンドの財務書類作成サポートの提供に関する年間報酬5,000米ドル、（c）ケイマン諸島金融庁に対して行う、ファンドの監査済決算書の届出に関連する年間手数料1,000米ドル、ならびに（d）日本

の規制のために必要とされる一定のレポートや報告書等の準備について管理会社またはその受任者を支援することに関連する年間手数料1,000米ドルを受領する権利も有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.025％に相当する報酬を受領する。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.35％に相当する報酬を受領する。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、年間10,000米ドルの報酬を受領する。

販売報酬 / 代行協会員報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.50％に相当する報酬を受領する。

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.10％に相当する報酬を受領する。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、管理および取引に係る報酬を受領する権利を有する。保管会社の保護預かりに係る報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いされる、月間報酬750米ドルである。取引報酬は、受託会社および保管会社が合意する実務慣例に則ったレートによる。

2019年11月30日現在、未払いの報酬は以下の通りである。

	2019年 米ドル
管理事務代行報酬	987
管理報酬	2,180
投資運用報酬	30,750
監査報酬	26,236
受託報酬	823
販売報酬 / 代行協会員報酬	52,855
保管報酬	1,849
その他の報酬および費用	88,064
	<u>203,744</u>

7. 財務リスク管理

ファンドの取引活動により、ファンドは、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含む）、信用リスクならびに流動性リスクなど様々な金融リスクに晒される。

市場リスク

投資額のすべてが元本損失のリスクに相当する。投資運用会社は、厳選した投資有価証券を通じてリスクを低減する。

ファンドの投資の価値は、広域経済、金融および通貨市場ならびに外国為替レートの変動を含むがこれに限定されない、様々な要因により影響を受ける。

市況の下落において、ファンドが保有する投資有価証券の価値が下がり、結果として純資産価額が当初元本を下回ることがある。また、発行体の経済状態の悪化もしくは破綻などのマイナスの事象により、株式の価値を実質的に下落させたり、純資産価額に深刻な影響を与えることがある。

信用リスク

信用リスクとは、取引相手方がファンドに対するその義務の条件を履行できない場合に、ファンドに発生するであろう潜在的な損失を表す。

管理会社は保管会社を監視し、適切な保管会社であると判断しているが、ファンドが随時利用する当該保管会社またはいずれの保管会社についても、支払不能に陥らないという保証はなく、結果ファンドに損失を招く場合がある。

債務不履行、支払不能もしくは機関の清算などによる顧客の財産を保護する条例および法令がある一方、ファンド資産の保管会社を有する機関が債務不履行の場合に、当該期間中にその資産が利用不能となる、最終的にその資産の完全な回収額よりも少なくなる、またはその両方によりファンドが損失を被ることはないという確証はない。ファンドのすべての現金は、単一機関の保管会社にあるため、かかる損失が重大となり、ファンドがその投資目的を達成する能力を著しく損なう可能性がある。ファンドは、当該機関が債務を返済する義務を履行できない範囲について信用リスクを負う。

流動性リスク

投資者は、受益証券の価値が下落することもあるれば上昇することもあるということに留意すべきである。ファンドの投資は、リスクの程度に影響され、ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

ファンドは、受益証券の買戻しリスクに晒されているが、経営陣はファンドがその運営に対する現在および予測可能な義務を果たすために十分な源泉を有しており、また必要な場合、買戻しに充当するための流動性があり、小規模な資本を適切に反映する市場ポジションを得るものと思料する。ファンドがその債務履行能力を確保するため、当該ポジションは経営陣によって継続的に監視される。

通貨リスク

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての貨幣性資産および非貨幣性資産ならびに貨幣性負債および非貨幣性負債を有することがある。したがって、他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動によって変化するため、通貨リスクに晒されることがある。

米ドル以外の通貨建て企業の有価証券に投資する場合、ファンドは、報告される当該有価証券の価値に対し逆効果となる方法で、他の通貨に対する米ドル為替レートが変動するリスクに晒されることがある。

8. コミットメントおよび偶発事象

2019年11月30日現在、ファンドにコミットメントまたは偶発事象はなかった。

9. 当レポートに使用される為替レート

2019年11月30日現在、資産および負債の米ドルへの換算に以下の為替レートが使用された。

	2019年
日本円	109.51000

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類が発行可能となった日付である2020年1月8日までにについて後発事象の検討を行った。

2019年12月1日から2020年1月8日までに、投資者は、米ドルクラス受益証券に関し、83,266米ドルを、円（ヘッジあり）クラスに関し、910,279米ドルをファンドに対し申込んだ。また投資者は、米ドルクラス受益証券に関し、1,867,410米ドルを買戻し、円（ヘッジあり）クラスに関し、ファンドからの買戻しはなかった。

経営陣は、当財務書類について追加の開示を必要とするようなその他の後発事象はないものと結論付けた。

当財務書類は、2020年1月8日に承認された。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

オフショア・ストラテジー・ファンド
- NKプレミアムCATボンド・ファンド
投資有価証券明細表
 2019年11月30日現在

		名目 保有高	公正価値 米ドル	純資産 比率%
マスター・ファンドへの投資				
ケイマン諸島				
	NK CAT Bond Fund Class A JPY (Hedged)			
日本円	Shares	419,873	39,109,843	36.80
米ドル	NK CAT Bond Fund Class A USD Shares	635,426	66,649,832	62.72
マスター・ファンドへの投資合計				
(取得原価: 100,576,916米ドル)			<u>105,759,675</u>	<u>99.52</u>

記号	通貨	国名
JPY	日本円	日本
USD	米ドル	アメリカ合衆国

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

参考情報：マスター・ファンドの投資有価証券明細表

NK CATボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年11月30日現在

CATボンド	名目	公正価値	純資産
	保有高	米ドル	比率%
バミューダ			
Alamo Re Ltd Ser A FRN 07-Jun-24	2,000,000	1,996,000	1.29
Alamo Re Ltd Ser A FRN 05-Jun-26	2,000,000	2,002,800	1.29
Bowl ine Re Ltd 2018 Series A FRN 23-May-22	4,800,000	4,747,200	3.07
Bowl ine Re Ltd 2019 FRN 20-Mar-26	1,750,000	1,762,075	1.14
Cape Lookout Re Ltd FRN 25-Feb-22	5,000,000	4,915,000	3.18
Cape Lookout Re Ltd FRN 09-May-22	1,375,000	1,367,300	0.88
Everglades Re II Ltd FRN 04-May-21	2,700,000	2,700,000	1.75
Floods-Mar-t Re Ltd 0.5% 07-Mar-22	4,000,000	3,986,000	2.58
Floods-Mar-t Re Ltd 2018 1 A FRN 06-Aug-21	4,000,000	4,000,800	2.59
Galilei Re Ltd 2016 1 B 1 FRN 08-Jan-20	4,000,000	3,984,000	2.58
Galilei Re Ltd Ser C 1 FRN 08-Jan-23	3,000,000	2,994,900	1.94
Galileo Re Ltd Ser A FRN 06-Nov-20	4,500,000	4,457,250	2.88
Kilimanjaro Ii Re Ltd A1 FRN 20-Apr-21	500,000	493,500	0.32
Kilimanjaro Ii Re Ltd FRN 20-Apr-21	2,750,000	2,714,250	1.75
Kilimanjaro Ii Re Ltd FRN 21-Apr-22	2,000,000	1,974,200	1.28
Kilimanjaro Re Ltd 2018 1 A1 FRN 06-May-22	1,250,000	1,230,000	0.80
Kilimanjaro Re Ltd 2018 1 FRN 05-May-26	2,725,000	2,691,210	1.74
Kilimanjaro Re Ltd FRN 06-Dec-19	6,000,000	5,999,400	3.88
Manatee Re Ltd Ii FRN 09-Jun-25	1,250,000	1,252,375	0.81
Manatee Re Ltd Ii Ser B FRN 07-Jun-21	5,650,000	5,650,000	3.65
Matterhorn Re Ltd 0% 07-Dec-22	750,000	708,825	0.46
Northshore Re Ii Ltd 18 1 A FRN 08-Jul-22	2,125,000	2,126,700	1.37
Northshore Re Ii Ltd FRN 06-Jul-20	5,000,000	5,002,500	3.23
Northshore Re Ii Ltd FRN 07-Jul-26	1,330,000	1,348,753	0.87
Riverfront Re Ltd Ser B FRN 15-Jan-21	3,300,000	3,273,270	2.12
Sanders Re Ii Ltd Series B FRN 07-Apr-23	7,700,000	6,930,000	4.48
Sanders Re Ltd FRN 07-Apr-22	3,550,000	3,372,500	2.18
Spectrum Cap Ltd FRN 08-Jun-21	1,000,000	998,900	0.65
Tai lwind Re 17-1 FRN 08-Jan-22	500,000	500,900	0.32
Tai lwind Re 2017-1 FRN 08-Jan-22	450,000	452,880	0.29
Tai lwind Re Ltd 2017 1 B FRN 08-Jan-25	900,000	905,400	0.59
Torrey Pines Re FRN 09-Jun-20	4,575,000	4,567,223	2.95
Ursa Re Ltd B FRN 27-May-20	2,000,000	1,972,800	1.28
Ursa Re Ltd C FRN 10-Dec-22	1,200,000	1,199,880	0.78
Ursa Re Ltd D FRN 24-Sep-21	1,200,000	1,158,000	0.75
Ursa Re Ltd E FRN 27-May-20	2,300,000	2,266,649	1.45
バミューダ合計（取得原価：99,082,934米ドル）		97,703,440	63.17

NK CATボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年11月30日現在

（つづき）

CATボンド（つづき）	名目 保有高	公正価値 米ドル	純資産 比率%
ケイマン諸島			
Caelus Re IV Ltd FRN 06-Mar-20	3,300,000	3,281,850	2.12
Casablanca Re FRN 04-Jun-20	3,000,000	3,015,300	1.95
Casablanca Re Ltd B FRN 04-Jun-20	500,000	504,700	0.33
East Lane Re VI Ltd 2015 1 A FRN 13-Mar-23	1,000,000	995,500	0.64
Longpoint Re Ltd Iii FRN 01-Jun-22	500,000	492,850	0.32
Residential Re 18 Ltd FRN 06-Dec-25	2,600,000	2,538,380	1.64
Residential Re 19 Ltd FRN 06-Jun-27	550,000	551,925	0.36
Residential Re 19 Ltd FRN 06-Jun-27	3,000,000	3,004,800	1.94
ケイマン諸島合計（取得原価：14,459,028米ドル）		14,385,305	9.30
アイルランド			
Atlas IX Cap Dac 2016 1 A FRN 08-Jan-20	6,750,000	6,758,775	4.37
Lion Ii Re Dac FRN 15-Jul-21	1,500,000	1,649,099	1.07
アイルランド合計（取得原価：8,403,383米ドル）		8,407,874	5.44
シンガポール			
Manatee Re III Pte Ltd A FRN 07-Jun-22	900,000	899,820	0.58
Manatee Re III Pte Ltd B FRN 07-Jun-22	2,350,000	2,352,350	1.52
シンガポール合計（取得原価：3,249,918米ドル）		3,252,170	2.10
国際機関			
IBRD FRN 14-Feb-20	4,750,000	4,744,775	3.07
IBRD FRN 15-Mar-21	2,000,000	1,983,400	1.28
IBRD FRN 15-Mar-21	1,000,000	688,870	0.45
IBRD FRN 20-Dec-19	2,672,000	2,668,794	1.73
IBRD Series A FRN 02-Dec-22	500,000	499,750	0.31
国際機関合計（取得原価：10,927,959米ドル）		10,585,589	6.84
イギリス			
Atlas Capital UK 2018 FRN 09-Jun-25	500,000	495,500	0.32
Atlas Capital UK 2019 FRN 08-Jun-26	2,725,000	2,724,727	1.76
イギリス合計（取得原価：3,219,436米ドル）		3,220,227	2.08
CATボンド合計（取得原価：139,342,658米ドル）		137,554,605	88.93

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル（約548万円）である。管理会社の発行済株式総数は、41,667株である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（2020年改訂）のセクション5(4)および別紙4に基づく登録者として登録されている。

2019年12月末日現在、管理会社は、5本のケイマン籍オープン・エンド型契約型投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は約340,787,239米ドル（約373億3,665万円）である。

（３）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

下線または傍線部は訂正部分を示します。ただし、「第二部 ファンド情報 第一 ファンドの状況
 3 投資リスク （１）リスク要因」においては、下線部は内容の訂正部分を、また傍線部は位置の訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

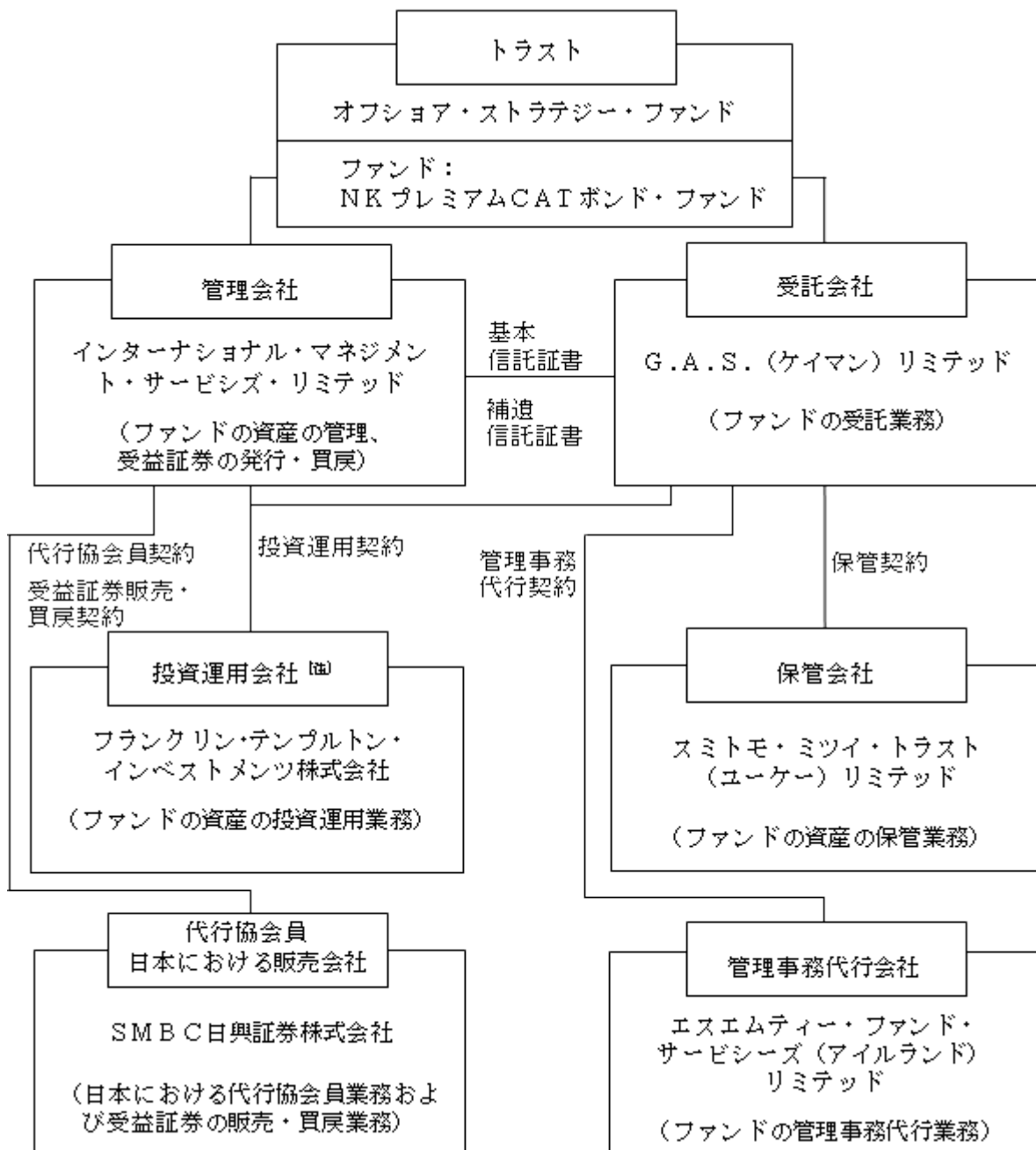
第１ ファンドの状況

1 ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



（注）投資運用会社であったK2アドバイザーズ・ジャパン株式会社は、2019年10月1日付で関連会社であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併した。ファンドについては、合併前と同じ運用方針、運用プロセスに則って運用を行う。以下同じ。

（注）ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

（中略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名	称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
---	---	-------------	--------

（中略）

スミトモ・ミツイ・トラスト （ユーケー）リミテッド （Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）	保管会社	2018年10月17日付で受託会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。
--	------	---

（中略）

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。

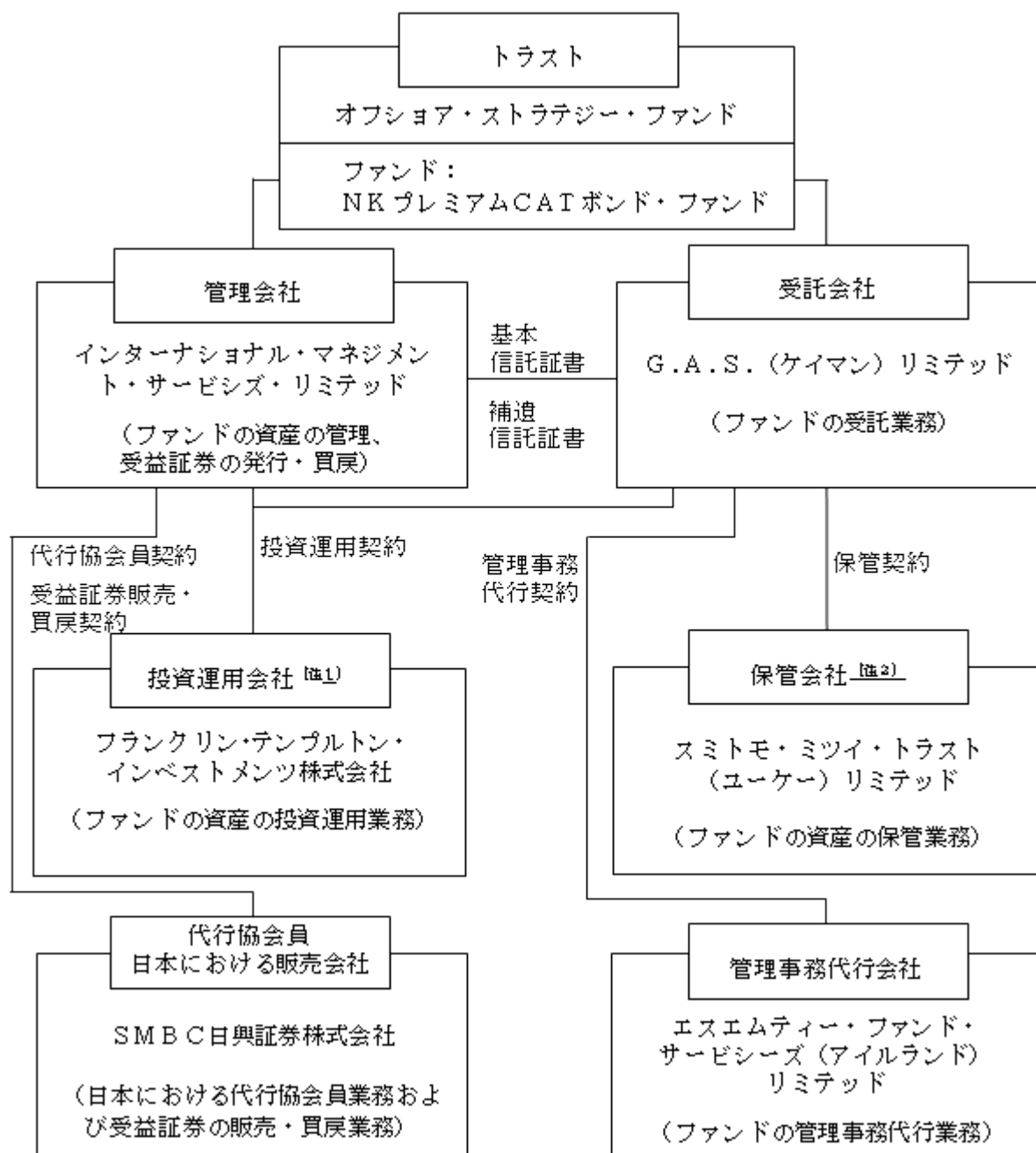
（ロ）事業の目的

管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券および投資業務法（2019年改訂）のセクション5(4)および別紙4に基づく登録者として登録されている。

（後略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) 投資運用会社であったK2アドバイザーズ・ジャパン株式会社は、2019年10月1日付で関連会社であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併した。ファンドについては、合併前と同じ運用方針、運用プロセスに則って運用を行う。以下同じ。

(注2) 保管会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡する。2020年3月2日以降の保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店である。以下同じ。

（注）ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

（中略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
スミトモ・ミツイ・トラスト （ユーケー）リミテッド （Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）	保管会社	2018年10月17日付で受託会社との間で保管契約（2020年3月2日付で変更）（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。

（中略）

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。

（ロ）事業の目的

管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（2020年改訂）のセクション5(4)および別紙4に基づく登録者として登録されている。

（後略）

（４）ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

< 訂正前 >

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下、「本規則」という。）により規制されている。

< 訂正後 >

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下、「本規則」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（ハ）リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）

< 訂正前 >

（前略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）（以下「犯罪収益法」という。）およびマネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1 か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）（以下「犯罪収益法」という。）およびマネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1 か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

（５）開示制度の概要

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

< 訂正前 >

（前略）

（e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

（後略）

2 投資方針

(1) 投資方針

(ロ) マスター・ファンドの投資目的および投資方針

< 訂正前 >

(前略)

マスター・ファンドの概要

名称	N K C A T ボンド・ファンド
----	--------------------

(中略)

マスター・ファンド保管会社	スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド
---------------	--------------------------

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

マスター・ファンドの概要

名称	N K C A T ボンド・ファンド
----	--------------------

(中略)

マスター・ファンド保管会社	スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド (注) 2020年3月2日以降のマスター・ファンド保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店である。
---------------	--

(後略)

[次へ](#)

3 投資リスク

（１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

ファンドに特に関連するリスク

ファンドへの投資に関連するリスクには以下が含まれる。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても（特に短期的には）、ファンドの投資目的が成功するという保証はない。

キャッシュ・スウィープ

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」を参照されたい。

為替変動リスク

米ドルクラスは米ドル建てである。よって、投資者の投資活動が主に行われる通貨（以下「投資者通貨」という。）が米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含む。）である場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを伴うことになる。かかるリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）するリスク、および米ドルまたは投資者通貨（場合に応じて）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a) 純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに(b) 支払分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額は下落する。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者の間で合意されるその他の銀行勘定（以下「ファンド担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。ファンド担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックス（CSA）に従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。金利差は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性がある。また、取引相手方により提供される担保は独立して各営業日ごとに評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性がある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があるが、提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがある。

投資運用会社への依存

受託会社は、ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社に委任されており、投資運用会社によって行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続ならびに投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存する。投資運用会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性がある。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。受託会社、管理会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。ファンドが主に投資する市場は、取引所ではない。当該市場の参加者は、通例、取引所のメンバーが受けている信用評価および規制上の監督の対象にはならない。店頭市場の評価および監督が存在しないことにより、ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらない。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被る可能性がある。投資運用会社によるカウンターパーティーの信用度に関する評価は、十分ではない場合がある。ファンドが投資を完了させるため、または資金の払戻しに応じるために要求したときにカウンターパーティーが担保として差し入れられた現金の担保解除を行わない可能性がある。ファンドのカウンターパーティーの財務能力に関する完全かつ絶対確実な評価がないことおよび決済を円滑にする規制市場がないことにより、ファンドの損失の可能性を増大させる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、集金キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する集金キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

サイバー・セキュリティ違反および個人識別情報の盗難

投資運用会社の情報システムおよび技術システムは、コンピュータ・ウイルス、ネットワーク障害、コンピュータの故障および通信障害、権限を有しない者による侵入およびセキュリティ違反、専門員による使用の誤り、停電ならびに災害事由（火災、竜巻、洪水、ハリケーンおよび地震など）による損害または妨害に対して脆弱である可能性がある。投資運用会社は、この種の事由に関するリスクを管理するために様々な対策を講じているが、これらのシステムに障害が生じた場合、これらのシステムが長期間にわたって動作不能となった場合、またはこれらのシステムが正常に機能しなくなった場合、投資運用会社は、それらを修復し、または交換するために多額の投資を行わなければならない可能性がある。何らかの理由によるこれらのシステムの不具合および／または災害復旧計画の失敗により、投資運用会社の業務が大幅に中断され、センシティブデータ（投資者（および投資者の実質的所有者）に関する個人情報を含む。）のセキュリティ、機密保持またはプライバシーを維持できなくなることにつながる可能性がある。これにより、投資運用会社の評判が毀損され、投資運用会社およびその関連会社が法的請求を受け、あるいはその他の形で投資運用会社の事業および財務状態に影響が及ぶ可能性がある。

クラス間における債務負担

異なるクラスの受益証券が発行される可能性がある。基本信託証書には、ファンドの債務を複数のクラスに帰属させる方法が定められている（債務は当該債務が発生した特定のクラスに帰属する。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、各クラスの受益証券の保有者は、他のクラスに帰属する資産が当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有するクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがある。したがって、あるクラスに帰属する債務がかかる特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがある。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがある。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性がある。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日から関連する買戻日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

限定された運用実績

ファンドは、2018年に新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績が限定されている。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性がある。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされる。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがある。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はない。

分配

受益証券について毎年分配が支払われる方針である。分配により受益者の当初投資元本またはキャピタル・ゲインが返還されることがあり、これにより当該クラスに帰属する純資産価額が減少する可能性がある。したがって、投資元本の保全を求める投資者には、受益証券に帰属する投資対象の価値が、資産価値の減少のみならず、分配を通じた当該クラスの保有者に対する投資元本の返還によっても下落する可能性があることを考慮することが強く推奨される。

買戻しの影響の可能性

受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、管理会社または投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要性が生じる可能性がある。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、ファンドの勘定において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時まで相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

プライシング情報源の限定

管理事務代行会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合がある。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または証券を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、不完全な照合につながる場合がある。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負わない。

決済の不履行

受益証券は、買付日に応じて購入することができ、発行される。特定のクラスの受益証券の申込者は、当該買付日の6営業日後までに申込金の支払いを求められる。投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、不履行となった決済の対象である不履行投資者の受益証券を対価なしに強制的に買い戻すことができる。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の申込みを行った買付日と当該不履行投資者の受益証券が強制的に買い戻された日の間に当該クラスの受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。同様に、当該期間中に買い戻しのために同一のクラスの受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買い戻価格を受け取るか、またはより高い1口当たり買い戻価格を受け取る可能性がある。後者の場合、同一のクラスの受益証券を保有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになる。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買い戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買い戻価格に関する調整は一切行われぬものとする。その結果、決済の不履行は、同一のクラスの受益証券を保有する受益者に対し悪影響を及ぼすことがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

FATCAは、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更（該当する場合）は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券を投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的にかかる有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は投資運用会社ではなく購入者に帰属する。

OECD共通報告基準

F A T C Aを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、O E C Dは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でC R S（共通報告基準）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、C R Sは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めている。C R Sに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換する。ケイマン諸島は、C R Sの実施に同意している。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、C R Sのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要がある。投資者は、ファンドによるC R S上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがある。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および／または、投資者がF A T C Aに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。投資者は詳細につき、「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い ケイマン諸島」の項を参照することが推奨される。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となることがある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性がある。

利益相反

下記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の「利益相反」のとおり、利益相反が生じる可能性がある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および／または下落する可能性がある。元本の保全は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していない。したがって、受託会社はすべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および／またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではない）のみを、受領、開封または直接処理する。

制裁

受託会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および／または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

したがって受託会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」という。）（該当する場合）が、（ ）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」という。）によって維持されるか、またはEUおよび／もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（ ）その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）によって科される制裁の対象となっていることが（以下集合的に「制裁対象」という。）ないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性がある。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社は、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、購入者および／または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求される可能性がある（以下「被制裁者事象」という。）。受託会社およびファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および／または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られない。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとする。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後に適用される制裁の対象となった場合、受託会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止する可能性がある。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法（2018年改正）に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）が、ケイマン諸島税務情報局法（2017年改正）または貯蓄所得情報報告（欧州連合）法（2014年改正）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社およびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

投資戦略に関連するリスクには以下が含まれる。

（中略）

マスター・ファンドに特に関連するリスク

マスター・ファンドへの投資に関連するリスクには以下が含まれる。

（中略）

情報請求

マスター・ファンドまたはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法（2018年改正）に基づいて請求する場合、または、T I Aが、ケイマン諸島税務情報局法（2017年改正）または貯蓄所得情報報告（欧州連合）法（2014年改正）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、マスター・ファンドおよびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

ファンドに特に関連するリスク

ファンドへの投資に関連するリスクには以下が含まれる。

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。いずれの期間においても（特に短期的には）、ファンドの投資目的が成功するという保証はできない。特に、ファンドへの投資は投資リスクを伴い、これには投資者の投資元本の全損の可能性も含まれる。投資者は、受益証券の価値が上昇する可能性と同様に下落する可能性もあることを認識しなければならない。ファンドの投資目的が成功する保証または表明は存在しない。

投資運用会社への依存

受託会社および管理会社は、ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社に委任されており、投資運用会社によって行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続ならびに投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存する。投資運用会社および／または管理会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性がある。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しない。

過去の実績

投資運用会社、ならびに投資運用会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサーを行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。

ポートフォリオ選択リスク

一般的に特定のセクター、地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する投資運用会社の判断が誤りであると判明する場合がある。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係する。投資運用会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性がある。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性がある。

決済に関するリスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引する取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者の間で合意されるその他の銀行勘定（以下「ファンド担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。ファンド担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。金利差は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性がある。また、取引相手方により提供される担保は独立して日次で評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性がある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があるが、提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがある。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」を参照されたい。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。受託会社、管理会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、ファンドの受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、集金キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する集金キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

評価リスク

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社、管理会社およびファンドの投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。受託会社、運用会社および／または投資運用会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができる。受託会社、管理会社および／または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、かかるファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有する。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、不完全な照合につながる場合がある。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負わない。

プライシング情報源の限定

ファンドの受託会社、管理会社、それらの委託先としての管理事務代行会社および／または投資運用会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合がある。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金を受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、ファンドの勘定において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時まで相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

仲介その他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を採求する義務を負わない。投資運用会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性がある。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、ファンドに関して、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができる。ファンドのいずれか1社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるが、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日から関連する買戻日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび買付けの潜在的な影響

投資運用会社が、ある申込日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該申込日におけるファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益（または損失）は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該申込日におけるそのファンドの1口当たり純資産価格を増減させる可能性がある。

同様に、投資運用会社がある買戻日における買戻しに関してファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該買戻日の後に行われる場合、当該処分による利益（または損失）は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられる。

さらに、受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、管理会社または投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要が生じる可能性がある。

例外的な場合、例えば、ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、そのファンドのすべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性がある。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴う。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待される。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性がある。

ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性がある。

市場リスク

ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性がある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならない可能性がある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性がある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

F A T C Aは、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。

ファンドがF A T C A関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、F A T C Aによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、F A T C Aの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更（該当する場合）は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券を投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的にかかる有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は投資運用会社ではなく購入者に帰属する。

O E C D 共通報告基準

F A T C Aを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、O E C Dは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でC R S（共通報告基準）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、C R Sは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めている。C R Sに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換する。ケイマン諸島は、C R Sの実施に同意している。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、C R Sのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要がある。投資者は、ファンドによるC R S上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがある。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および／または、投資者がF A T C Aに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。投資者は詳細につき、「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い ケイマン諸島」の項を参照することが推奨される。

サイバー犯罪とセキュリティ侵害

ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティ・リスクにさらされやすくなっている。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウィルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに制限されるものではない。サイバー・セキュリティ侵害はまた、サービス妨害攻撃や、ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性がある。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの事業運営に影響を与える可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の算出不能、適用法令違反、規制上の罰金および／または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合がある。その結果、ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性がある。さらに、ファンドは第三者のサービス提供と緊密に連携しているため、そのような第三者のサービス提供に対する間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害と同様のリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築しているが、そのような措置が成功する保証はない。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となることがある。

特に証券市場は、包括的な制定法、規制および証拠金規制の対象となっている。さらに、取引所は、例えば、投機的なポジション制限やより高い証拠金規制の遡及的な適用、値幅制限の設定、取引の停止など、市場の緊急時に例外的な措置を講じることが認められている。世界的な規制環境は急速に変化しており、行政上および司法上の措置によって変更される可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動、管理会社および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性がある。

利益相反

下記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の「利益相反」のとおり、利益相反が生じる可能性がある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

早期終了リスク

ファンドは、一定の状況において、下記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他」の「 ファンドの償還」の項に記載されているように、予定された終了日（信託証書に定義される）以前に終了することがある。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および/または下落する可能性がある。元本の保全は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していない。したがって、受託会社はすべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

郵便物の取扱い

受託会社および/またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および/またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではない）のみを、受領、開封または直接処理する。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性がある。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされる。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがある。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はない。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがある。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性がある。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

受託会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および/または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

したがって受託会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」という。）（該当する場合）が、（ ）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」という。）によって維持されるか、またはEUおよび/もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（ ）その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）によって科される制裁の対象となっていることが（以下集合的に「制裁対象」という。）ないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性がある。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社は、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、購入者および/または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求される可能性がある（以下「被制裁者事象」という。）。受託会社およびファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および/または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られない。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとする。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後に適用される制裁の対象となった場合、受託会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止する可能性がある。

為替変動リスク

米ドルクラスは米ドル建てである。よって、投資者の投資活動が主に行われる通貨（以下「投資者通貨」という。）が米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含む。）である場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを伴うことになる。かかるリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）するリスク、および米ドルまたは投資者通貨（場合に応じて）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a) 純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに(b) 支払分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額は下落する。

クラス間における債務負担

異なるクラスの受益証券が発行される可能性がある。基本信託証書には、ファンドの債務を複数のクラスに帰属させる方法が定められている（債務は当該債務が発生した特定のクラスに帰属する。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、各クラスの受益証券の保有者は、他のクラスに帰属する資産が当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有するクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがある。したがって、あるクラスに帰属する債務がかかる特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがある。

限定された運用実績

ファンドは、2018年に新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績が限定されている。

分配

受益証券について毎年分配が支払われる方針である。分配により受益者の当初投資元本またはキャピタル・ゲインが返還されることがあり、これにより当該クラスに帰属する純資産価額が減少する可能性がある。したがって、投資元本の保全を求める投資者には、受益証券に帰属する投資対象の価値が、資産価値の減少のみならず、分配を通じた当該クラスの所有者に対する投資元本の返還によっても下落する可能性があることを考慮することが強く推奨される。

決済の不履行

受益証券は、買付日に応じて購入することができ、発行される。特定のクラスの受益証券の申込者は、当該買付日の6営業日後までに申込金の支払いを求められる。投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、不履行となった決済の対象である不履行投資者の受益証券を対価なしに強制的に買い戻すことができる。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の申込みを行った買付日と当該不履行投資者の受益証券が強制的に買い戻された日の間に当該クラスの受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。同様に、当該期間中に買い戻しのために同一のクラスの受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買い戻価格を受け取るか、またはより高い1口当たり買い戻価格を受け取る可能性がある。後者の場合、同一のクラスの受益証券を保有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになる。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買い戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買い戻価格に関する調整は一切行われらないものとする。その結果、決済の不履行は、同一のクラスの受益証券を保有する受益者に対し悪影響を及ぼすことがある。

情報請求

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）が、ケイマン諸島税務情報局法（2017年改正）または貯蓄所得情報報告（欧州連合）法（2014年改正）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社およびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

（中略）

マスター・ファンドに特に関連するリスク

マスター・ファンドへの投資に関連するリスクには以下が含まれる。

（中略）

情報請求

マスター・ファンドまたはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法に基づいて請求する場合、または、T I A が、ケイマン諸島税務情報局法（2017年改正）または貯蓄所得情報報告（欧州連合）法（2014年改正）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、マスター・ファンドおよびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

（後略）

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2019年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2020年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

ケイマン諸島

<訂正前>

（前略）

ファンドは、ケイマン諸島信託法（2018年改訂）第81条に従い、ケイマン諸島の総督の証明書の申請を行い、受領している。証明書には、ファンドの設立日から50年間、ケイマン諸島において収益または資本、利益等に課される税金もしくは賦課金または資産税もしくは相続税を賦課する旨規定する今後制定される法律が、資産または収益についてファンド、受託会社または受益者の資産またはそれらに関する収益に適用されない旨規定される。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課せられない

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンドは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島の総督の証明書の申請を行い、受領している。証明書には、ファンドの設立日から50年間、ケイマン諸島において収益または資本、利益等に課される税金もしくは賦課金または資産税もしくは相続税を賦課する旨規定する今後制定される法律が、資産または収益についてファンド、受託会社または受益者の資産またはそれらに関する収益に適用されない旨規定される。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課せられない

（後略）

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における申込み

< 訂正前 >

（前略）

手続

受益証券の申込者および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、関連する買付日の少なくとも7営業日以上前の日の午前9時（ダブリン時間）までに管理事務代行会社が受領するよう、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により、記入済の申込書を（管理事務代行会社から請求があった場合には関連する申込者の身元および申込金の源泉を証明する根拠情報および文書と共に）送付し、（各申込者による最初の申込みの場合は）その後原本を郵送しなければならない。関連する買付日後6営業日目の日または特別の場合に受託会社および／または管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定するこれより遅い時点までに、ファンドの勘定で決済資金（販売会社が控除する適用ある販売手数料を除く。）が受領されなければならない。

管理事務代行会社が、関連する時間までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌買付日まで申込みを保留し、受益証券は当該買付日に該当する購入価格で発行される。ただし、管理事務代行会社は、その裁量により、関連する買付日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受理することができる。

各申込書には、購入金額ではなく受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、米ドルクラスについては米ドル、円（ヘッジあり）クラスについては日本円の現金で支払われなければならない。追加の申込みの場合、受益者は、申込書に代えて、管理事務代行会社により提供される簡略な申込み／取引注文様式（以下「申込・買戻注文書」という。）を使用することができる。

端数口数の受益証券は発行されない。

管理会社は、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することがある。かかる期間においては、関連する受益証券の申込みを行うことはできない。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量により、理由のいかんまたは有無を問わず（かつ、その理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができる。この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

集金口座で保有（ファンドに対する投資前または受益証券の買戻しに関する投資者に対する支払いの前の保有を含む。）されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS & P、ムーディーズまたはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、リスク要因の上記「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載される。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する買付日の営業時間終了時点（場合による。）を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する買付日（場合による。）を効力発生日として発行されたものとみなされる。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場合、関連する買付日以降、ファンドの投資リスクにさらされることとなる。

マネー・ロンダリング防止

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域であるアイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従う。

受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対する買戻代金もしくは分配金の支払いについて適用ある法令もしくは規則を遵守していないとの疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者（または投資者以外の者の名義の口座）から申込金が提供されたと判断した場合、受託会社および／または受託会社を代理する管理事務代行会社は、当該受益者に対する受益証券の買戻代金または分配金の支払いを拒絶する権利を有する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2019年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「F R A」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受益者は、管理事務代行会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者および

副マネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

不適格申込者

申込書において、受益証券の各申込予定者は、特に、申込予定者が適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドは、米国人、給付プラン投資家、対象者、被制限者またはE E A投資家からの受益証券の申込みを受理せず、これらの者はファンドに関して適格投資家には当たらないものとされる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社または管理会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券の募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および／または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

手続

ファンドの受益証券の申込者は、管理事務代行会社が、申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければならない（ただし、口座開設申込書の原本を追って郵送するものとする）。これらの要件の詳細は、下記の「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されている。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、買付人は、関連する買付日の少なくとも7営業日以上前の日の午前9時（ダブリン時間）までに申込書を提出することにより、受益証券の申込みをすることができる。管理事務代行会社が、関連する時間までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌買付日まで申込みを保留し、受益証券は当該買付日に該当する購入価格で発行される。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および投資運用会社への前もっての通知により、買付申込期限以降であるが関連する買付日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受理することができる。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきである。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることになる。投資家口座開設の確認前にファンドの集金口座で受領された申込金は拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性がある。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、関連する買付日後 6 営業日目の日または特別の場合に受託会社および／または管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定するこれより遅い時点までに、ファンドの集金口座に（申込書に記載された方法で）受領されるものとする。申込書および／もしくは決済資金が支払期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および申込金受領後に適用される翌買付日まで保留され、受益証券は当該買付日に適用される購入価格で発行される。

各申込書には、購入金額ではなく受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、米ドルクラスについては米ドル、円（ヘッジあり）クラスについては日本円の現金で支払われなければならない。追加の申込みの場合、受益者は、申込書に代えて、管理事務代行会社により提供される簡略な申込み／取引注文様式（以下「申込・買戻注文書」という。）を使用することができる。

受託会社または管理会社のいずれかが、その絶対的な裁量により、理由のいかんまたは有無を問わず（かつ、その理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

ファンドのために集金口座で保有（ファンドに対する投資前またはファンド受益証券の買戻しもしくはファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含む。）されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムには、かかる金銭を少なくとも S & P、ムーディーズまたはフィッチによる「A—/A3」以上の信用格付けを有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、リスク要因の上記「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載される。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する買付日の営業時間終了時点（場合による。）を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する買付日（場合による。）を効力発生日として発行されたものとみなされる。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場合、関連する買付日以降、ファンドの投資リスクにさらされることとなる。

管理会社は、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することができる。かかる期間においては、関連する受益証券の申込みを行うことはできない。

端数口数の受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求する。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもでき、受託会社は管理事務代行会社に同様の対応を委託している。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従う。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法（以下「刑事裁判法」という。）により、受託会社および管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置を講じる義務を課されている。受託会社は、刑事裁判法に従い各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命した。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資者（例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資者）について、強化された顧客デューディリジェンスを適用することが求められる。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、法第33条第1項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければならない。

- ・ ファンドに関して受益者と受託者の間に取引関係が成立する前
- ・ 一時的な取引やサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うファンドの受益者を特定し、確認することが求められる。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネー・ロンダリング防止文書を提供することが義務づけられている。

管理事務代行会社は、継続的なデューディリジェンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有する。

受託会社は、管理事務代行会社に、申込者の身元と住所を確認するのに必要と管理事務代行会社が判断する情報と文書を申込者に請求する権限を与えている。規制を受けた仲介業者を通して募集を行い、仲介業者がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規制を有すると適用法によって認められた国で活動している場合、管理事務代行会社は、そのような投資者に対して簡易な顧客デュー・ディリジェンスを適用する権利を有し、または購入予定者に関して規制を受ける仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止目的のために投資者の継続的なモニタリングを実施しなければならない。

ファンド受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細（本人確認文書の種類を含む。）は、口座開設様式に概説されている。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加で必要な文書または情報について、投資予定者に通知する。

申込者がその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否することができる。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければならない。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまで、投資者口座を開設する立場になく、そのような状況下では、マネー・ロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資者口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書およびファンドの集金口座で申込代金を受け取ることとはできないことを留意されたい。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、完成した申込書が受領された翌買付日に、ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可される。

管理事務代行会社による申込者の身元確認のために必要とされた情報および書類を申込者が提供しなかった場合、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者（または投資者以外の者の名義の口座）から申込金が提供されたと判断した場合に、当該申込者の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとする。

C I M A は、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への受託会社の違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたトラストの受託会社または従業員に対して、トラストに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がトラストにより支払われる範囲において、トラストは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「F R A」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、申込により、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとする。

受益者は、管理事務代行会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者および副マネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

2017年データ保護法（以下「D P L」という。）は、ケイマン諸島政府により2017年5月18日に制定され、2019年9月30日に効力が生じている。D P Lにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入している。受託会社は、D P Lにおけるデータ管理者とみなされる。

一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたE Uデータ保護制度（以下「G D P R」という。）は、欧州経済地域（以下「E E A」という。）のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定している。トラストおよびファンドは、E E Aで設立されておらず、またE E Aに住所または居所を有する個人に販売されていないため、G D P Rの適用対象には含まれない。管理事務代行会社は、E E A内で設立された事業体であるため、G D P Rの適用対象に含まれる。

管理事務代行会社は、受託会社の依頼によりトラストによるマネー・ロンダリング防止 / 本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきた。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しているため、データ保護法上のデータ処理者に分類される。

投資予定者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および / またはその委託先との関連するやり取り（口座開設申込書の記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および / または委託者に対しD P Lの意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。

個人情報には、投資者および / または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれる。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務I D、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができる。

受託会社（データ管理者として）もしくは管理事務代行会社（G D P Rに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として）または適切な権限委譲を受けた者（適用ある場合）によるケイマン諸島からのまたはE E A外への個人データの移転について、必要な場合データ保護法に規定された条件に従い適切な安全措置が講じられる。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、（法律上の義務に基づいて）マネー・ロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのG D P R上のデータ管理者として分類される可能性がある。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネー・ロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネー・ロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合が含まれる。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負う。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識している。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPLに基づくトラストのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではない。

受託会社および管理事務代行会社は、DPLに基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に係る権利を概説した書類（以下「プライバシー通知」という。）を準備してきた。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能である。

不適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者は、特に、申込予定者が適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドは、米国人、給付プラン投資家、対象者、被制限者またはEEA投資家からの受益証券の申込みを受理せず、これらの者はファンドに関して適格投資家には当たらないものとされる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社または管理会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券の募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および／または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）日本における申込み

<訂正前>

日本においては、申込期間中の日本における営業日に日本における販売会社によりファンド証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、午後3時（日本時間）までとする。ただし継続申込期間においては買付日の7営業日前までに申込みを行う必要がある^{（注）}。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われ、それにより、継続申込期間においては次回の買付日の申込みとして扱われる。

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

（後略）

<訂正後>

日本においては、申込期間中の日本における営業日に日本における販売会社によりファンド証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、買付日の7営業日前の日の午後3時（日本時間）までとする（注）。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われ、それにより、次の買付日の申込みとして扱われる。

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

（後略）

2 買戻し手続等

（1）海外における買戻し

<訂正前>

以下に記載される場合を除き、受益者は、その選択により、各買戻日付で受益証券を提出して買戻しを請求することができる。

受益者は、関連する買戻日の少なくとも7営業日以上前の日の午前9時（ダブリン時間）または受託会社および／または管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定するその他の時刻（ただし、かかる買戻日についての評価日の評価時点以降ではない時刻とする。）までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）

または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書入手し提出することができる。

管理事務代行会社が、関連する時間までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻され、通常関連する買戻日の2営業日後において計算される。

一旦行われた買戻請求は、撤回することができない。ただし、受託会社が、管理事務代行会社と協議の上、全般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われる。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利（いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られる。）を除いて、受益証券に関して信託証書および補遺信託証書から生じるあらゆる権利（ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含む。）を行使することはできない。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後するが受益者には優先する。

受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

（後略）

<訂正後>

受益者は、関連する買戻日の少なくとも7営業日以上前の日の午前9時（ダブリン時間）または受託会社および／または管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定するその他の時刻（ただし、かかる買戻日についての評価日の評価時点以降ではない時刻とする。）までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）

または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書入手し提出することができる。

管理事務代行会社が、関連する時間までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻され、通常関連する買戻日の2営業日後において計算される。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われる。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利（いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られる。）を除いて、受益証券に関して信託証書および補遺信託証書から生じるあらゆる権利（ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含む。）を行使することはできない。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後するが受益者には優先する。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

一旦行われた買戻請求は、撤回することができない。ただし、受託会社が、管理事務代行会社と協議の上、全般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。

（後略）

3 資産管理等の概要

（１）資産の評価

（イ）純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

管理会社または投資運用会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかる評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任を負わない。

受託会社の適法に選任された受任者による、各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算はすべて、現実の詐欺または故意の不

履行がない限り、最終的かつ決定的なものとする。現実の詐欺または故意の不履行がない限り、受託会社およびその適法に選任された受任者はいずれも、第三者から提供された価額に依拠した各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて、いかなる法的責任も負わない。受託会社およびその適法に選任された受任者は、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、公認された価格情報源、評価代理人もしくは副管理者またはその他の第三者によって受託会社の適法に選任された受任者に提供された価額に依拠することについて絶対的な保護を受けるものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社または投資運用会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかる評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任は負わない。

ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、ファンドの資産として扱われず、したがって、ファンドの純資産価格の計算から除かれる。

受託会社の適法に選任された受任者による、各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算はすべて、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、最終的かつ決定的なものとする。現実の詐欺または故意の不履行がない限り、受託会社およびその適法に選任された受任者はいずれも、第三者から提供された価額に依拠した各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて、いかなる法的責任も負わない。受託会社およびその適法に選任された受任者は、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、公認された価格情報源、評価代理人もしくは副管理者またはその他の第三者によって受託会社の適法に選任された受任者に提供された価額に依拠することについて絶対的な保護を受けるものとする。

（後略）

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

投資家は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、投資運用会社、これらの各保有会社、保有会社の株主、保有会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの運用、有価証券の購入および販売、投資運用業および投資顧問業、仲介業、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、管理者または販売者としての行為ならびに他ファンドもしくは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。投資運用会社は、ファンドと類似もしくは重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドの運用または投資助言に関与することがある。利害関係者は、ファンドに関して提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益に関する勘定について責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社または投資運用会社（場合による。）は、これを公正に解決するよう確保すべく努力を払う。

適用ある法令に規定されるところに従い、投資運用会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドにより類似する投資対象が保有されている可能性があるかにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

（後略）

<訂正後>

投資家は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、管理者または販売者としての行為ならびに他ファンドもしくは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。投資運用会社は、ファンドと類似もしくは重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドの投資運用業および投資顧問業を提供することがある。投資運用会社は、ファンドに提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益に関する勘定について責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社または投資運用会社（該当する場合。）は、これを公正にそして誠実に解決するよう確保すべく努力を払う。

受託会社またはその他の業務提供会社（または受託会社の親会社、子会社またはもしくは関連会社）が、ファンドに関するバンカー、ブローカーとして行為するか、ファンドに関する管理事務業務、専門的業務もしくはその他の業務を提供する場合、受託会社またはその他の業務提供会社は、かかる資格において、それらの業務に関連して、ファンドによる受託会社またはその他の業務提供会社に対する支払いが合意された報酬または費用を信託財産から受領し、保持する権利を有するものとする。

受託会社、管理会社または投資運用会社は、たとえ権限もしくは裁量の行使の方法もしくは結果、または取引において、異なる、もしくは相反する利害関係（個人的利害関係、もしくは他の資格における利害関係、または受託会社の場合、他のトラストの唯一の受託者もしくは複数の受託者のうち1名の資格における利害関係であるか否かを問わない。）を有することがあったとしても、基本信託証書、関連する補遺信託証書に基づき、もしくは一般法によって権限を付与された取引を締結し、実施する権限または裁量を行行使うことができ、また、結果的にかかる資格において受託会社、管理会社または投資運用会社が創出または発生させた収益について説明責任を負わないが、受託会社については、異なる、もしくは相反する利害関係を有する可能性がある事項については、単なる形式的当事者である場合を除き、行為を控えることができる。

受託会社ならびにその役員および従業員は、たとえその立場もしくは役職が、受託会社の地位、もしくはファンドに帰属するか、関連するあらゆる持分株式、権能もしくは権限のいずれかによるか、これらの手段により、またはこれらを理由として、取得されたか、または保有もしくは維持されたとしても、ファンドに関連して、いずれかの会社、組織または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的な報酬その他の利益について説明責任を負わない。

適用ある法令に規定されるところに従い、投資運用会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドにより類似する投資対象が保有されている可能性があるかにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

（後略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（2）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（「保管会社」）

（中略）

（ロ）事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な持株会社は、東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。保管会社は、連合王国において保管業務を行うために連合王国の金融庁の認可を受けている。

（3）エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（後略）

<訂正後>

（前略）

（2）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（「保管会社」）

（中略）

（ロ）事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な持株会社は、東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。保管会社は、連合王国において保管業務を行うために連合王国の金融庁の認可を受けている。

（注）2020年3月2日付で、保管会社は以下に変更される。

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管会社」）

（イ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2019年3月末日現在、3,420億円である。

（ロ）事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けている。

（3）エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（２）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（３）エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

（後略）

<訂正後>

（前略）

（２）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（注）2020年3月2日付で、保管会社は以下に変更される。

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（３）エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

（後略）

別紙

定義集

< 訂正前 >

「管理事務代行契約」	トラストおよび各ファンドの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関連して受託会社と管理事務代行会社との間で締結される契約をいう。
「管理事務代行会社」	エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド、または随時ファンドの管理事務代行者となるその他の者もしくは機関をいう。
「付属書類」	同書で言及されるファンドに関する、英文目論見書の関連する付属書類をいう。
「ケイマン諸島金融庁」	ケイマン諸島の金融庁をいう。
「監査人」	ブライスウォーターハウスクーパース、またはトラストおよび／もしくは関連するファンドの監査人として管理会社により選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「ケイマン諸島ドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
「金融庁」	日本国の金融庁をいう。
「投資対象」	いずれかの自然人、団体（法人格の有無を問わない。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約およびリバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券（派生商品を含む。）、上記の者に対するローン（もしくはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権をいう。
「管理会社」	インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、管理者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「基本信託証書」	受託会社と管理会社により作成された、トラストを設定する2016年7月29日付基本信託証書（随時修正または追補される。）をいう。
「ファンド決議」	(a) 当該決議について議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者が書面にて行う決議、または(b) 当該ファンドの受益者集会において、本人もしくは代理人により出席し、議決権を有しかつ当該集会においてこれを行使する、当該集会の基準日時点で当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者によって可決された決議をいう（かかる決議の可決については、基本信託証書の規定が適用されるものとする。）。
「信託財産」	各ファンドに関して、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有する当初の金額100米ドルに加え、(a) 当該ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに(b) 基本信託証書に定めるとおり、当該ファンドの信託に基づき受託会社または受託会社の代理人がその時点において保有する、または保有するとみなされる一切の現金およびその他の財産および資産をいう。当該用語が一般に使用される場合、「信託財産」とは、すべてのファンド全体に言及することができる信託財産をいう。
「受託会社」	G.A.S.（ケイマン）リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、受託者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。

(後略)

<訂正後>

「口座開設申込書」	<u>各ファンドに関して、当該ファンドの受益証券を購入するための投資家口座の開設用に管理会社から提供される申込書をいう。</u>
「現実の詐欺」	<u>人に関して、（単なるエクイティ上の詐欺または擬制詐欺ではなく）不誠実な意図に必要とされる行為の基準をいう。</u>
「管理事務代行契約」	トラストおよび各ファンドの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関連して受託会社と管理事務代行会社との間で締結される契約をいう。
「管理事務代行会社」	エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド、または随時ファンドの管理事務代行者となるその他の者もしくは機関をいう。
「関連会社」	<u>ある者を直接的または間接的に支配し、支配され、またはその共通の支配下にある法人、会社、パートナーシップその他の事業をいう。「支配」とは、当該法人、会社、パートナーシップその他の事業の議決権付き持分の50%超の直接的または間接的な所有または支配をいう。</u>
「付属書類」	同書で言及されるファンドに関する、英文目論見書の関連する付属書類をいう。
「ケイマン諸島金融庁」	ケイマン諸島の金融庁をいう。
「監査人」	ブライスウォーターハウスクーパース、またはトラストおよび／もしくは関連するファンドの監査人として管理会社により選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「ケイマン諸島ドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
「データ保護規則」	<u>D P L および G D P R をいう。</u>
「D P L」	<u>ケイマン諸島における2017年データ保護法（随時改正される）をいう。</u>
「金融庁」	日本国の金融庁をいう。
「G D P R」	<u>一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたEUデータ保護制度をいう。</u>
「投資対象」	いずれかの自然人、団体（法人格の有無を問わない。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約およびリバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券（派生商品を含む。）、上記の者に対するローン（もしくはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権（ <u>全額もしくは一部払い込み済み、または払い込みが全くなされていないもののいずれも含む。</u> ）、または <u>ファンドに関連する英文目論見書補遺に記載される、もしくは管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の投資対象もしくはそのデリバティブ</u> をいう。
「管理会社」	インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、管理者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「O E C D」	<u>経済協力開発機構をいう。</u>
「基準日」	<u>受益者集会に関して、受託会社が決定し、当該受益者集会の招集通知において指定された受益者集会の会日より14日以上前の日をいう。</u>
「基本信託証書」	受託会社と管理会社により作成された、トラストを設定する2016年7月29日付基本信託証書（随時修正または追補される。）をいう。

「ファンド決議」	(a) 当該決議について議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者が書面にて行う決議、または(b) 当該ファンドの受益者集会において、本人もしくは代理人により出席し、議決権を有しかつ当該集会においてこれを行使する、当該集会の基準日時点で当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者によって可決された決議をいう（かかる決議の可決については、基本信託証書の規定が適用されるものとする。）。
「信託財産」	各ファンドに関して、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有する当初の金額100米ドルに加え、(a) 当該ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに(b) 基本信託証書に定めるとおり、当該ファンドの信託に基づき受託会社または受託会社の代理人がその時点において保有する、または保有するとみなされる一切の現金およびその他の財産および資産をいう。当該用語が一般に使用される場合、「信託財産」とは、すべてのファンド全体に言及することができる信託財産をいう。
「信託法」	<u>ケイマン諸島の信託法をいう。</u>
「受託会社」	G.A.S.（ケイマン）リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、受託者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。

（後略）